

規格・基準などの事前意図公告

この公告は、貿易の技術的障害に関する協定
(T B T協定)第2条9. 1に基づくものです。

家庭用品品質表示法に基づく電気機械器具品質表示規程の一部改正について

下記のとおり、電気機械器具品質表示規程を改正する予定ですので、お知らせ
します。御意見のある場合は、理由を付して文書で提出してください。

記

- 1 件名
家庭用品品質表示法・電気機械器具品質表示規程の一部改正
- 2 対象品目
電気冷蔵庫
- 3 趣旨及び目的
電気冷蔵庫に関して、より正確な品質情報を消費者に提供するため、以下の
内容で電気機械器具品質表示規程の一部を改正する
(1) 「定格内容積」及び「消費電力量」の試験方法の見直し (JIS C9801-3
に合わせて)
(2) 「消費電力量」の許容差の縮小 (JIS C9607 に合わせて)
- 4 適用予定日
官報に公示する
- 5 意見提出先
消費者庁表示対策課
〒100-6178 東京都千代田区永田町 2-11-1 山王パークタワー5階
TEL 03-3507-9233
FAX 03-3507-9295
- 6 意見提出期限
WTO事務局から配布された後 60日間